

## 双系的親族構造をもつ マレー系諸民族の離婚について

坪 内 良 博

### Marital stability among the bilateral peoples of Malaysia and Indonesia

by

Yoshihiro TSUBOUCHI

#### I 問 題 点

家族は社会の最も基本的な単位の一つであり、婚姻は家族生活の中心的な部分を形成している。従って、婚姻の安定性は、多くの人類学者や社会学者によって注目されてきた。人類学者の間では、婚姻の安定性を親族構造との関連から捉えようとするのが、有力な立場の一つである。Gluckman の1950年の論文「北ローデシアの Lozi 族とナタルの Zulu 族における親族と婚姻」<sup>1)</sup>は、親族構造と離婚傾向との関係を正面から論じて、学界に興味ある話題を提供した。Gluckman は、この論文で、上記の2部族を中心として、アフリカの若干の部族に関する考察を行ない、父権 (father-right) にもとづいて組織された部族では離婚が少なくかつ困難であるが、他の型の部族においては離婚が多くかつ容易であるという暫定的な結論を下した。

Gluckman の説に対する批判は、数多くの論文となってあらわれているが<sup>2)</sup>、本論との関連においては、Ackerman のそれに注目したい。Ackerman は、Gluckman の仮説をクロス・カルチュラルな観点から検証しようとして、HRAF (Human Relations Area Files) から選び出した60の社会に、Zulu, Lozi を加えた計62の社会について検討して次の結果を得た。

- (1) 双系的な社会 (bilateral societies) においては、コミュニティ内婚的な場合に離婚率が低く、外婚的な場合に離婚率が高い。
- (2) 単系的な社会 (lineal societies) においては、妻の夫方親族への帰属性が高いことの一指標である逆縁婚 (levirate) の存在する場合に離婚率が低く、この制度が存在しない場合に

1) Gluckman (1950).

2) Gluckman の説に対する批判は、*Man* 誌において、1953~54年にかけて七つの論文となって現われた外、Leach (1957), Fallers (1957), Fortes (1959), Michell (1961), Ackerman (1963) などがそれぞれの立場から論評を加えた。わが国では、高橋 (1964) が上記のうち若干に他の観点からの論文を加えてやや広い視野から婚姻の安定性に関する諸説の整理を試みている。

離婚率が高い。

以上のように、双系的な社会でも離婚率は必ずしも高いとは限らないし、父系的な社会でも常に低い離婚率を示すとは限らない。こうして Ackerman は、「共通の団体に所属することが結婚の紐帯を強め、異なった団体に所属することが結婚のきずなに対して破壊的に作用する」という Fallers (1957) の Gluckman の仮説に対する修正に賛意を表する。<sup>3)</sup>

Ackerman の立論は、離婚率の高低の判断や、母系制社会の取扱いに関して若干の問題がある。しかし、それにもかかわらず、離婚発生に関して類型的に区別された親族の形態そのものよりも、社会学的な集団所属性を重視している点に注意しなければならない。

Ackerman が着目したのは、逆縁婚およびコミュニティ内婚という比較的単純な指標である。集団所属性は、現実には、より複雑な要素から成り立っているに違いない。また集団への所属性といっても、その集団自体の結合度の強弱、あるいは結合の性質によって、その意味が異なってくることに注意する必要がある。

本論においては、問題点をしばって、双系的な親族構造をもつ若干のマレー系諸民族をとりあげ、これらにおける高い離婚傾向をめぐって、具体的な資料を示しつつ議論を展開する。このような類似の民族をとりあげて検討するという方法は、Gluckman や Ackerman の方法のような要因発見の役割は十分に果たし得ない。この方法は、むしろ、既に示された要因論をある程度認めた上で成立する徹視的な機能的説明という性格をもつ。

本論でとりあげる民族は、マレー系でかつ双系的な親族構造をもつもののうち、イスラム教を受け入れて開化したジャワ人、マレー人、および、原マレー人に属する Sea Dayak, Jakun である。<sup>4)</sup> これらは、既にかんがりの調査が行なわれており、比較的精度が高い資料が得られるという理由から選ばれたものである。

本論でイスラム教を奉ずる民族をも扱うことは、離婚発生に関する要因として、集団所属性の外に宗教的価値観という要因を導入すべきかどうかを検討する材料を提供することになる。イスラム教においては、離婚は原則として道徳的な非難をうける。<sup>5)</sup> しかし、宗教法で規定する離婚手続きがきわめて簡単であるために<sup>6)</sup>、何らかの事情で、かかる手続きの利用が宗教の権

3) Ackerman (1963).

4) これらの分類基準に関しては、わが国では、宇野 (1944)、棚瀬 (1944) などが言及している。なお、前2著においては、「マライ」という語が用いられているが、本論では「マレー」と書くことにした。

5) de Beliefonds (1965), vol. II, p. 318.

6) イスラムの離婚手続きのうち、最も一般的なものは、*talāk* (*ṭalāq*) による方法である。*talāk* とは夫が妻に与える離婚宣言のための特別のことばである。1度めと2度めの *talāk* の場合には、夫は一定の待婚期間 (*iddah*) 中に、*talāk* をとり消して妻をつれもどすことができる。3度めのを与えた場合には取消しが不可能となる。この場合に夫が元の妻と再婚できるのは、妻が他人と正式に結婚し、離婚した後でなければならない。夫は全く無因的に *talāk* を与えることができる。妻側からの離婚請求の形式としては、*faskh*, *khula*, *ta'alik* などがある。*faskh* は夫の性的不能、精神障害などの場合に法廷の判決を得てなされる離婚、*khula* は夫の要求があれば、婚資 (*mehr*) の全部または一部を返却することを条件に、妻の申し出に対して夫が同意することによって成立する離婚である。*ta'alik* は、夫が妻の生計を一定期間みななかったり、あるいは一定期間留守をした場合などに、結婚契約書に記載された条件にもとづいて妻から請求できる離婚である。

威にもとづいて安易に行なわれた場合には、離婚がきわめて多くなる可能性がある。Gluckman は、イスラム教徒である Bedouin 族における離婚の多さが、彼自身の説に符合しないことを認め、これを疑問のまま残している。<sup>7)</sup> 本論における比較からは、一つの副産物として、イスラムの影響を評価することが、ある程度可能となる。

## II ジャワ人の離婚

ジャワ人の家族および離婚に関しては、Hildred Geertz の報告が最も詳しい。ここではまず彼女に従って、ジャワ人における親族、家族離婚の概要を述べ、次いで他の研究者の資料によって補足を行なうことにする。

### 1. 中部ジャワの町の場合

Geertz の調査地は、中部ジャワの Modjokuto (仮名) という人口20,000の町で、調査期間は、1953年5月～54年9月であった。Geertz はこの町の住民を、イスラムを信奉する *santri*、ヒンズーおよび仏教の影響の強い *prijaji*、アニミズ的な傾向をもつ *abangan* という三つのグループに分けて捉えている。<sup>8)</sup>

ジャワ人の親族構造は双系的で、系譜は父母双方を通してたどられる。遺産は男女の子供に平等に分配される。婚姻後新夫婦は最初の1年くらいは夫方・妻方のいずれかに住むが、その後は新居を設ける。双系制の次に重要なジャワ人の親族の特徴は、拡大家族が存在しないこと、および、核家族が構造的に自立性をもつことである。<sup>9)</sup>

結婚は、多くの場合、少年少女の両親によって決定される。娘の最初の結婚は初潮のすぐ後にとりきめられ、多くの娘は16, 7才までに結婚する。男子は、通常、より成熟し家族を扶養できるようになるまで結婚しない。従って、結婚年齢には18～30才くらいまでの幅がある。<sup>10)</sup>

*abangan* に属する貧しい都市住民は、結婚は親族以外のものとの間で行なうべきだと考えている。離婚が生じた場合、ただでさえ不安定な親族関係が、必要以上に緊張するからである。これに対して、離婚率が低く一家の財産をより多くもっている上流の *prijaji* は、親族内婚に対して、しばしば非常に好意的である。<sup>11)</sup>

離婚はイスラム法に従って、コミュニティの宗教官吏 (*modin*) のところで行なわれる。最も一般的な形式は、夫が妻に *talak* を与える方法である。大部分のジャワ人は、イスラム法の

7) Gluckman (1950), p. 206.

8) Geertz, H. (1961), p. 3. なお *santri*, *prijaji*, *abangan* の特質については、Geertz, C. (1960) により詳しく論じられている。

9) Geertz, H. (1961), pp. 76 f.

10) Geertz, H. (1961), p. 55.

11) Geertz, H. (1961), p. 60.

こみ入った法律的手続きを知らないので、婚姻解消の方法については、*modin* の技術にまかせる。多くのジャワ人は、イスラム法が厳密に解釈された場合、妻が夫を離婚することがきわめてむずかしいということを知らない。彼らは実際に離婚を宣言することができるのは男だということを知っているが、大部分の女は、ただ夫から逃げ出すことによって夫を説きふせて離婚させることができる。<sup>12)</sup>

アニミズム的な宗教と個人主義的な倫理観をもつ *abangan* は、離婚を全く状況的に考えて、離婚はそれ自体良くも悪くもないとする。正統的なイスラムの教えを強調する *santri* は離婚が道徳的に悪いと考えているが、町に居住する教養のある者を除けば、*abangan* と同様、高い離婚率を示す。貴族のメンバーで町の住民である *prijaji* は、前2者に比してかなり低い離婚傾向をもつ。<sup>13)</sup>

Modjokuto において、1952年10月から54年2月までに生じた離婚のうち、6%は結婚後1カ月未満、18.5%は1カ月以上6カ月未満、累計して41.5%が1年未満に発生したものであった。新婚夫婦のために新しい家を建てる者はない。その年のうちに離婚する危険性が高いからである。<sup>14)</sup>

ジャワ人の離婚は、多くの場合、若い夫婦の間でおこるが、子供がある場合もしばしばある。この場合子供は、一時的あるいは永久的に、祖父母、両親のきょうだい、あるいは父または母にひきとられ、新しい家族にくみ込まれる。<sup>15)</sup>

離婚の主な原因は、(1)夫の不貞<sup>16)</sup>、(2)夫または妻の経済的な無責任さ、(3)姻族間のあらそい、(4)夫婦間の不和などである。<sup>17)</sup>

H. Geertz はジャワ人の離婚を多くしている社会的な要因をいくつか挙げているが、それらは以下の通りである。<sup>18)</sup>

- (1) ジャワ人の親族制度には、花嫁代償、財産の不公平な配分など、離婚を阻止するような制度化された側面がない。
- (2) 親族制度は離婚を阻止しないばかりか、容易にするように作用する。子供は、夫妻のきょうだいの家族に容易にひきとられるし、妻は両親のところへ容易に帰ることができる。
- (3) 当事者以外のとりきめによる結婚が行なわれ、個人的な選択は婚姻後に行なわれる。配偶者を自分できめた場合でも、短期間の判断によるもので、つき合いの期間がないために同様の結果を生ずる。

12) Geertz, H. (1961), p. 72.

13) Geertz, H. (1961), pp. 137 f.

14) Geertz, H. (1961), p. 75.

15) Geertz, H. (1961), p. 32.

16) 妻の不貞もあるが、比較的まれである。

17) Geertz, H. (1961), pp. 139~144.

18) Geertz, H. (1961), p. 144.

(4) 婦人が経済組織の生産的な側面に参加でき、独立生活が可能である。

## 2. 中部ジャワ南部の農村の場合

Koentjaraningrat は、中部ジャワの南部のジャワ人について、H. Geertz の記述とほぼ合致する報告をしている。<sup>19)</sup>要約すると以下のごとくである。

世帯は消費、生産、子供の養育、儀礼、社会活動などの単位として、ジャワ人の社会における最も基本的な集団である。<sup>20)</sup>複婚はジャワ人社会においてはまれである。<sup>21)</sup>夫は一家の長であるが、妻はより劣った地位をもつ訳ではない。<sup>22)</sup>遺産は子供達に平等に分配される。<sup>23)</sup>

都市の伝統的な家族、および農村においては、結婚は当事者、少なくとも娘の同意なしに両親によってとりきめられる。<sup>24)</sup> Koentjaraningrat が調査した地域では、娘は15～18才、少年は17～20才で結婚し、経済的に自立できるとは考えられないので、十分に成熟するまで通常3～4年間、いずれか一方の両親の家に住む。新婦が見知らぬ家で姑とともに住むよりも自分の家に住むほうを好むのに対して、新郎は昼間はほうほうにちらばった水田で働くのでどこに住むかに関しては通常無関心である。このため、新婚夫婦はほとんど例外なく花嫁の両親の家に居住することになる。<sup>25)</sup>

離婚に関しては、ジャワ人はイスラムの手続きに従う。離婚は妻の同意を必要とせず、夫の要求だけによって認められる。離婚に際して、夫妻は自分の持って来た財産は自分のものにするが、共同で得た財産は、3分の2を夫が3分の1を妻がとる。子供の処置について定まったきまりはないが、母親の世話をなおうけたい子供は母親に従う。<sup>26)</sup>

ジャワにおいては離婚が非常に多く、とくに村落および下層の都市住民に多い。この理由として、第1に、当事者の同意なしにとりきめられる伝統的な結婚が多く、その結果、結婚生活の初期に深い情緒的な結びつきが欠けていることが挙げられる。そうして、この外の要因として、都市下層民における配偶者選択がでたらめなことや離婚が道徳的に悪いという考えがジャワ人の間に存在しないことなどが数えられる。<sup>27)</sup>

## 3. その他の資料

ジャワ人の離婚に関しては、精度はさまざまであるが、この外に若干の断片的な記述を見出

19) Koentjaraningrat (1960, 1967). 1967年の論文における家族・離婚に関する記述は、1960年のものにほぼ等しく、また親族・家族・離婚については、1960年のほうが詳しいので、本論では Koentjaraningrat (1960) からのみ引用する。

20) Koentjaraningrat (1960), p. 102.

21) Koentjaraningrat (1960), p. 103.

22) Koentjaraningrat (1960), p. 104.

23) Koentjaraningrat (1960), p. 107.

24) Koentjaraningrat (1960), p. 100.

25) Koentjaraningrat (1960), p. 102.

26) Koentjaraningrat (1960), p. 104.

27) Koentjaraningrat (1960), p. 104.

すことができる。

Raffles は、その著『ジャワ史』において、ジャワ人に早婚的な傾向があることと、結婚が当事者によってではなく、両親および親族によってとりきめられることを指摘している。<sup>28)</sup> Raffles は、さらに、世界でジャワほど離婚が多いところはないと述べる。これはイスラム法によって与えられた容易さに加えて、妻が夫に満足しなくなればいつでも、慣習によって定められた金額を夫に払うことによって、婚姻の解消を要求することができるためである。この場合、夫は妻の申し出をうけ入れなくてもよいが、地方の人々の意見や慣習の要請、争いながら一緒にいても家庭の幸福が犠牲にされると思われること、彼を嫌悪し侮つしている者を養っているという恥辱をうけることなどを考慮して、通常妻の申し出をうけ入れさせられる。この種の離婚は、*mánchal* とよばれる。<sup>29)</sup>

van der Kroef は、イスラム法による婦人の離婚請求権の抑制にもかかわらず、婦人が離婚行為をはじめることに対する許容が慣習法に存していることを指摘している。<sup>30)</sup>

Djamour は、1953年におけるジャワ島のイスラム教徒の婚姻と離婚の数を地方別に示している。<sup>31)</sup> 彼女の数値に従って婚姻100に対する離婚比を算出すると、West Java の61.2からJogjakarta Area の38.1に至る差があるが、いずれにしても、ジャワにおける離婚傾向が非常に高いことが分かる。

以上に述べてきたように、双系的な親族構造をもち、確固たる親族集団の枠をもたぬジャワ人の離婚傾向は非常に高い。特に婚姻後しばらくの間はきわめて高い。離婚の申し出は夫の側からはきわめて簡単であったし、妻の側からも比較的容易であったと考えられる。<sup>32)</sup>

### III マレー人の離婚

マレー半島、シンガポールなどに居住し、双系的な親族構造をもつマレー人の家族・離婚を扱ったモノグラフとしては、Firth, Rosemary (1966), Downs (1967), Djamour (1959), 口羽・坪内 (1966) などがある。これらの内容を順に紹介し、次いでその他の報告にあらわれた記述を検討することにしよう。

#### 1. Kelantan の漁村の場合

Rosemary Firth は、1940年に夫 Raymond Firth とともにマレー半島東海岸の Kelantan

28) Raffles (1817), vol. I, p. 317.

29) Raffles (1817), vol. I, p. 320.

30) van der Kroef (1954), p. 192.

31) Djamour (1959), p. 135.

32) 妻の離婚請求権に関しては、以上とやや異なったニュアンスをもつ見解もある。例えば、S. Takdir Alisjahbana は今日に至るまで夫が妻を離婚することは非常に簡単であったが、妻が夫を離婚することは非常に困難であったと述べている。この見解は、イスラム法自体の性格から言えば正しいかもしれないが、過大評価することは適当ではないと思われる。cf. S. Takdir Alisjahbana (1966), p.115.

州の漁村の調査を行ない、1963年に再び同じ調査地をおとずれる機会をもった。Raymond Firthはこの調査で主として漁村の経済をとり扱い<sup>33)</sup>、Rosemaryは家計を中心的なテーマとした。Rosemaryの報告には、離婚と複婚に関して1章が与えられている。

Kelantanの漁民においては、両親と子供からなる単純家族が最も多い。しかし、世帯構成においては、その他のいろいろな親族関係もみられる。祖父母と孫を含む大家族が単純家族に次ぐ重要な集団であるが、これは離婚者の子や、養子を含むものが多い。<sup>35)</sup> 養子は実子と同様に扱われる。<sup>36)</sup> 複婚はイスラム法では禁じられていないが、社会的には十分に是認されているとは言えない。<sup>37)</sup>

調査された漁村におけるマレー人結婚経験者の結婚回数は表1のごとくである。結婚経験2回以上のもの、すなわち再婚経験者の割合は、男子において82.6%、女子において80.0%を占めている。最頻値は男子3回、女子2回および3回である。これらには死別による再婚も含まれるが、以上のような数値の大きさから離婚によるものが非常に多いと推定される。

離婚はきわめて一般的な現象で、イスラム法に従って行なわれる。離婚に際しては何の理由もいらず、理論的には夫の意のままに行なわれる。しかし、実際には、女性は離婚に関してかなりの影響力をもっている。イスラム教国における簡単な離婚が女性に対して非常に不利であるという一般的な考え方は、Kelantanのマレー人には必ずしも正しくあてはまらない。<sup>38)</sup>

離婚をもたらす原因としては、子供がないこと、性格の不一致、自分の家と両親に執着をもつこと、浪費性などがあげられる。<sup>39)</sup> さらに、両親によって若い娘が見も知らぬ男と結婚させられるという慣習が、離婚をひきおこす最も一般的な理由の一つとなっている。最初の結婚が破れた後、娘は好きな男を自分で選ぶことができるようになる。そして、その後永続的な結婚

表 1 Kelantan の漁村における男女の結婚経験

これまでにもった配偶者の数	男	女	計
1人	4	6	10
2	5	7	12
3	8	7	15
4	4	5	9
5	1	1	2
6	0	2	2
7	0	0	0
8	1*	1	2
9	0	0	0
10	0	1	1
計	23	30	53

Firth, Rosemary (1966), p. 35, Table 6 による。

\* 少なくとも8人であり、おそらくそれ以上と思われる。

33) Firth, Rosemary (1966).

34) Firth, Rosemary (1966).

35) Firth, Rosemary (1966), p. 13.

36) Firth, Rosemary (1966), p. 107.

37) Firth, Rosemary (1966), p. 203.

38) Firth, Rosemary (1966), p. 28.

39) Firth, Rosemary (1966), p. 36.

生活に入るといふようなことがしばしばおこる。<sup>40)</sup>

1963年に再び調査地をおとずれた Rosemary Firth の観察によると、娘は以前に比して自分で夫を選ぶことがかなりできるようになったという。<sup>41)</sup> しかし、離婚の頻度、およびそれらに対する社会的な反作用については変化が認められなかった。<sup>42)</sup>

## 2. Kelantan の農村の場合

Downs は1958年に水田耕作とゴム栽培を主業とする Kelantan 州のマレー人農村 Jeram の調査を行なった。Downs の記述にあらわれた同地域の婚姻・離婚の特徴は以下のごとくである。

結婚に関しては、とくに結婚しなければならぬ関係にある者はないが、いとこと結婚することが特に望ましいと考えられてきた。その理由は、このような結婚が家族の財産を分散させないからである。いとこ婚は、過去においては現在よりもずっと多かったといわれる。調査時在住の夫妻154組のうち、12組が第1、第2または第3いとこ同志の婚姻であった。<sup>43)</sup> 村内婚あるいは外婚に対する好みは存在しないが、現住者の約5分の2は村内の者同志の結婚であった。<sup>44)</sup>

イスラム教徒は同時に4人まで妻をもつことが許されているが、村内においては複婚の例は多くない。2人の妻をもつケースは6例のみである。<sup>45)</sup>

少年がある少女と結婚したいと思うと、そのことを両親（親がない場合には兄弟、親友、近い親族など）に告げる。両親は少女側の意向を打診する。少女の両親は彼女の意志をたしかめて、彼女が承諾すれば少年の両親に知らせる。双方の両親が合意に達すると、彼らは婚資金 (*mas kahwin*) の額をきめる。*mas kahwin* は花婿から花嫁に贈られ、花嫁自身の財産になる。その金額は状況に応じて異なるが、中上の階層においては M\$300 であった。<sup>46)</sup>

婚姻は *kathi* (イスラムの宗教裁判官) または *imam* (導師) によって登記されねばならない。結婚契約は、証人の立会いのもとに、花婿自身と花嫁側の代表 (通常父親) の署名によって成立する。このとき *mas kahwin* が支払われ記録されるか、または支払いの約束が記入される。またこの際、花嫁またはその親族から花婿による離婚条件の宣言 (*ta'lik*)<sup>47)</sup> が要求されることがある。<sup>48)</sup>

花嫁が初婚の場合には、*bersanding* とよばれる大がかりな婚礼の儀式が花嫁の家で行なわ

40) Firth, Rosemary (1966), p. 40.

41) Firth, Rosemary (1966), p. 200.

42) Firth, Rosemary (1966), p. 202.

43) Downs (1967), p. 139.

44) Downs (1967), p. 140.

45) Downs (1967), p. 140.

46) Downs (1967), pp. 140 f.

47) 注6における *ta'alik* に同じ。

48) Downs (1967), p. 140.



れる。<sup>49)</sup>

婚礼の後、新夫妻は花嫁の家族のところに滞在する。彼らがいつまで花嫁の両親のところに住むか、また最後にどこに落ち着くかはそのときの事情によるのであって、規則も慣例も存在しない。夫妻各々の財産の量、種類、所在、あるいは各々の村における仕事の有無が居住地決定に関する最も大きな要因である。<sup>50)</sup>

夫妻の出自の家族は婚礼に際しておくりものの交換をするが、二つの家族間には継続的な経済的なかわりは存在しない。<sup>51)</sup>

離婚はきわめて多い。結婚経験1回のみのもものは成人の37%にすぎず、平均結婚回数は2.8回である。<sup>52)</sup> 村内婚は村外婚よりも安定性が高く、結婚経験1回のみのもものうち半数以上(42例中25例)は、村内の者同志または隣接村の者との結婚であり、これは全婚姻における内婚・外婚の比率よりも高い。同じ村の者同志の結婚の場合、互いにより知り合っており、双方の家族も夫妻間のいさかきをなだめやすく、さらに夫妻の一方がホームシックにかかるようなこともないからである。<sup>53)</sup>

離婚を多くしている要因の一つは早婚である。少女は14~18才、少年は16~21才で結婚する。初婚は両親によってとりきめられる場合が多い。一般的に言えば、両親は娘を処女のままで結婚させるために、また特定の家族との間に社会的・経済的関係をつくりあげるために、娘をはやく結婚させるのである。このことは子供に相談せずに結婚がとりきめられることを意味するのではないが、少年少女特に少女は非常に嫌な場合を除けば両親の希望に応じる傾向がある。離婚が容易なことはこのような同意を非常に簡単なことにしている。<sup>54)</sup>

子供ができないことはある場合には離婚の原因となるが、おそらく唯一の原因とはならない。子供が必要ならば養子をもることが可能である。しかし、他方、子供がないことは養子をもろう一般的な動機ではない。<sup>55)</sup>

妻は自分自身の財産をもっており、離婚後自分の家族のところへ戻って生活することができ、また、あまり年をとっていないければ再婚可能である。人々は離婚後すぐに再婚する。子供が重荷になれば一時的あるいは永久的に面倒をみってくれる親戚を容易にみつけることができる。<sup>56)</sup>

特に離婚傾向が高い人物が若干存在する。彼らは村から村へと移動し、各村に数カ月ないし数年とどまり、そこで新しい妻と結婚する。このようにしてある男は29回、他の男は28回の結

49) Downs (1967), p. 142.

50) Downs (1967), p. 142.

51) Downs (1967), p. 143.

52) Downs (1967), p. 144.

53) Downs (1967), p. 144.

54) Downs (1967), p. 144.

55) Downs (1967), pp. 144 f.

56) Downs (1967), pp. 145 f.

婚経験をもっている。<sup>57)</sup>

離婚手続きは男子にとっては非常に簡単である。すなわち、妻に離婚を宣告し、その旨を *imam* または *kathi* に告げるだけでよい。男は妻が妊娠中でない限り離婚後扶養を続ける義務がない。7才以下の子供は通常母親にひきとられる。妻は夫による遺棄、夫の性的不能、夫のイスラム信仰放棄などの場合に *kathi* によって離婚を許可される。この外に *ta'lik*, *khula* による婚姻解消も可能である。さらに妻は夫の生活を不快にして、ついに夫が離婚を宣言するというような状況をつくり出すこともできる。<sup>58)</sup>

離婚は道徳的に悪いとは考えられていないが、子供に対する影響からみて嘆かわしいこととされ、夫妻の不名誉になると考えられている。離婚をしないほうがずっと望ましいと考えられており、よい人達は離婚をしないと言われる。<sup>59)</sup>

### 3. シンガポールのマレー人の場合

シンガポールのマレー人の離婚に正面からとりくんだ研究者としては、Judith Djamour が挙げられる。Djamour (1959) においては主としてシンガポールのマレー人家族が、Djamour (1966) では、シンガポールのイスラム法廷に拠点をおいて家事事件の内容と離婚に対する取扱い方の変化が扱われている。ここでは主として前者に従って、マレー人の親族構造と離婚発生に関連する事項を要約しよう。

シンガポールのマレー人の親族組織は、父方および母方の親族に、同程度あるいはほぼ同程度の重点がおかれているという意味で双系的である。<sup>60)</sup>

マレー人少女の初婚年齢は16~19才、男子のそれは19~23才である。<sup>61)</sup> 新婚夫婦は少なくとも数日、通常数週間、花嫁の家にとどまる。可能な場合には第一子の誕生までそこに住み、その後自分達の家を建てるか借りるかする。この場合も妻の母親の家の近くが好まれる。町に居住している場合には部屋を借りる。夫の職業は夫妻の住居決定に関する最も重要な要因である。<sup>62)</sup>

夫妻が数年間結婚生活を続けて彼ら自身の家におちついた場合、夫が建てた家および家具一式は夫妻に平等に属する。これに対して、結婚生活中、妻が夫の助けを借りずに稼いだ財物は妻自身のものになる。結婚前に各々が入手したものは各個人に属する。結婚後夫の収入で購入した商売道具は夫のものになる。夫が妻に買ってやった宝石は、いかに高価なものでも彼女自

57) Downs (1967), p. 145.

58) Downs (1967), p. 145.

59) Downs (1967), p. 146.

60) Djamour (1959), p. 23.

61) Djamour (1959), p. 71.

62) Djamour (1959), p. 79.

身の財産になる。<sup>63)</sup> 財産が親族集団によって共同で所有されることは少ない。<sup>64)</sup>

シンガポールには13人の *kathi* がおり、イスラム法に従って離婚を登記する。<sup>65)</sup> 離婚にと  
もなう経済的側面は以下のごとくである。<sup>66)</sup>

- (1) 登記費用：夫が妻を離婚する場合の費用はあまり高くない。登記料 M\$1, 証明書代25セント, *kathi* への謝礼 M\$5 の外に婚資金 (*mas kahwin*) M\$22.50 の未払い分があればそれを支払う。妻が離婚を請求するには、夫に遺棄された場合、調査、証明の手数料を含めて M\$10~40で, *khula* による場合は婚資金 M\$22.50 を返すのが最低で、多いときには M\$50~400を要する。
- (2) 財産の分割：結婚前からの夫妻各々の財産はそれぞれ個人のものになる。家に関しては、結婚後に建てられた場合、離婚に際して妻に非がなければ妻のものになる。他の財産についても同様である。妻に非のある場合にはこの逆となる。実際には大部分の妻は、離婚後も結婚生活中夫が彼女に買ってやった衣服や宝石を持ち続ける。
- (3) 子供の扶養：イスラム法、慣習法、英国法のいずれによっても父は子を扶養する義務がある。しかし、子供が母親にひきとられた場合、父親が扶養料を払い続けることはまれである。Djamour はシンガポールのマレー人において、離婚を多く発生させている要因を次のようにまとめている。<sup>67)</sup>
  - (1) 法律が離婚を容易にしており、一般的な道徳観も離婚を容認する。
  - (2) 離婚を阻止する経済的要因が強くない。
  - (3) 再婚が容易で費用がかからない。
  - (4) 離婚後、女性は近い親族を頼って实际的、精神的な援助を得ることができる。
  - (5) 父母および彼らの親族がいずれも子供に近づく自由をもっている。
  - (6) 父母のいずれも子供をひきとることを欲しない場合、養子制度というメカニズムを利用することが可能である。

#### 4. Kedah 州の農村の場合

口羽益生と筆者は、1964年7~12月、1965年6~10月の2度にわたって、Kedah のマレー人稲作農村 Kampong Padang Lalang において社会人類学的調査を行なった。調査の中間報告のうち口羽・坪内 (1966) に従って結婚・離婚に関することをまとめると以下のごとくである。

63) Djamour (1959), p. 39.

64) Djamour (1959), p. 47.

65) Djamour (1959), p. 112.

66) Djamour (1959), pp. 123~126.

67) Djamour (1959), p. 139.

Padang Lalang 村においては、性的分業や男女の社会的な役割がきわめて明確に区別されているので、一人前の村人として生活するためには結婚によって自分の家庭を形成することが絶対に必要である。<sup>68)</sup>

婚姻適齢期に達すると婚姻相手の選択にのり出すのは、通常息子の両親である。娘の両親は原則としてうけ身になる。これらの場合、息子や娘の意志は決して無視されない。<sup>69)</sup> 初婚年齢は男子18~20才、女子15~16才というのが中心的な部分を占め、一般の村人もこれらの年齢を理想的と考えている。<sup>70)</sup>

互いに結婚してはならない関係は、(1)親子、(2)きょうだい、(3)おじおばとおいめい、(4)祖母と孫、(5)継父母と継子、(6)養父母と養子である。いとこ同志は結婚してもよいとされるが、その実例は判明する限りでは平行いとこ婚3例、交差いとこ婚1例にすぎない。<sup>71)</sup>

村人の間にはいとこ婚がよいとする考えと望ましくないとする考えとが并存している。いとこ婚が望ましいとする理由は、(1)夫婦が互いに仲よくなり易いから、(2)いとこ婚は親戚同志の関係をより強めるから、(3)夫婦間にけんかがおこっても簡単には離婚しないからというものである。これに対して、いとこ婚を避けようとする理由は、離婚が発生した場合、親同志の仲が悪くなるからというものである。このようにいとこ婚に対する賛否はいずれも自分の経験に立脚して、集団結合に及ぼされる影響を考えてなされている。「離婚が発生した場合」を重視するのは、マレー人社会一般にみられる高い離婚傾向を背景としている。<sup>72)</sup>

結婚に際して、花婿から花嫁へ、(1) *hantaran belanja* とよばれる婚資金、(2) *mas kahwin* とよばれるイスラム法による結婚契約金、(3) *penberian* とよばれる贈り物、がおくられる。*hantaran belanja* の額は、初婚の娘の場合 M\$500~1000、再婚の女 (*janda*) の場合 M\$180~300 くらいである。後者の場合、男が自分で相手をみつけて結婚するときには *mas kahwin* だけで済ませることもある。*mas kahwin* の額は Kedah 州では M\$24 と定まっている。<sup>73)</sup>

婚礼とそれに続く双方の家の儀礼的往復の後、新婚夫妻はいずれかの両親の家またはその近くに住むか、あるいは新しい場所に居を定める。夫妻がどこに住むかは、主として夫または妻の両親の経済力によって規定されており、夫方の経済力が強い場合は夫方に、妻方が強い場合には妻方というケースが多い。<sup>74)</sup>

モスクを中心として川沿いに散在する家屋からなる村落 (*kampung*) の境界は必ずしもはっ

68) 口羽・坪内 (1966), p. 4.

69) 口羽・坪内 (1966), pp. 8 f.

70) 口羽・坪内 (1966), pp. 7 f.

71) 口羽・坪内 (1966), p. 9.

72) 口羽・坪内 (1966), p. 9.

73) 口羽・坪内 (1966), p. 17. この場合、*mas kahwin* は、内容的に Djamour (1959) の *mas kahwin* に相当し、*mas kahwin+hantaran belanja* が Downs (1967) の *mas kahwin* に相当する。

74) 口羽・坪内 (1966), pp. 17~21.

きりしないが、村内婚は比較的少なく、世帯主夫妻についてみると28.3%である。<sup>75)</sup>

調査、官吏などの一時的居住者を除いた現住村民の婚姻総回数と、離婚・死別の数を調べると表2のようになる。男子については婚姻総回数の18.6%、女子については10.8%が離婚によって解消されている。しかし、この表に挙げられた値については次のような問題点がある。

- (1) インフォーマントが世帯主であるため、世帯主自身の経験については比較的正確な数値が得られたが、女性については不正確な場合が多い。特に老齢の女性に関しては不明のまま残されたものが多く、また老齢の女性で死別と記録されたものの中に死別に先行する離婚経験をもつものがあるかもしれない。
- (2) 表2に示した百分率は、現在までの結婚総数に対して現在までに発生した離婚の割合であるから、特に若年者の場合、将来離婚する可能性があり、この表の数値は正しい意味での婚姻に対する離婚の割合ではない。

表 2 Kedah のマレー人農村における婚姻件数と婚姻解消件数

	婚姻 総回数	離婚によ る 解消	死別によ る 解消	原因不明 の 解消
男	269 (100.0%)	50 (18.6)	24 (8.9)	9 (3.3)
女	260 (100.0%)	28 (10.8)	30 (11.6)	26 (10.0)

口羽・坪内 (1966), p. 23, 表17による。

- (3) この表では、離婚した同一夫妻が離婚を取り消した (*rojok*) 場合には、その離婚は数えられていない。

以上の条件を認めると、この村においては

離婚による婚姻の解消がかなり大きな割合で現われていることが分かる。<sup>76)</sup>

離婚経験者数を回数別に表示すると表3のごとくとなる。離婚経験1回のものが大多数を占めるが、他方7回あるいは8回という極めて多い経験をもつ者も存在する。最も正確な情報が得られたと考えられる50才以上の男子において、離婚経験者の割合は26.1%となっている。<sup>77)</sup>

離婚経験の有無を職業群別にみると、離婚経験者は、農業労働者、雑役夫、魚行商人などの無産の不安定所得者、および「その他の職業」、すなわち大工、商店経営、非耕作農家、無職などに多いが、農業のグループにおいても極めて少ないとは言えない。離婚経験2回以上のものも不安定所得者に目立っている。<sup>78)</sup>

離婚はイスラム法に従って行なわれる。Padang Lalang 村で発生した離婚は、*talak*<sup>79)</sup> によるものばかりである。離婚が *talak* によって行なわれるということは、必ずしも、妻が完全に受身になっているということの意味するのではない。妻は夫に嫌われるような振舞いを意識的にすることによって、夫に *talak* 宣言をさせることが可能だからである。<sup>80)</sup>

75) 口羽・坪内 (1966), pp. 21 f.

76) 口羽・坪内 (1966), p. 23.

77) 口羽・坪内 (1966), p. 23.

78) 口羽・坪内 (1966), pp. 24 f.

79) *talāk* のマレー語でのローマ字表記である。

80) 口羽・坪内 (1966), pp. 26 f.

表 3 Kedah のマレー人農村における離婚経験者\*

離婚回数	50才未満		50才以上	
	男 実数(%)	女 実数(%)	男 実数(%)	女 実数(%)
0	108 (88.5)	143 (88.8)	46 (66.7)	43 (63.2)
1	10 } (9.0)	14 } (10.6)	11 }	4 (5.9)
2				
3		3	3	
4			2	
5			(26.1)	
6				
7				
8			1	
不明	3 (2.5)	1 (0.6)	5 (7.2)	21 (30.9)
計	122 (100.0)	161 (100.0)	69 (100.0)	68 (100.0)

口羽・坪内 (1966), p. 24, 表18による。

\* 巡査, 助産婦, ホスピタル・アシスタント, 官吏を除く生存中の結婚経験者について。

村人は離婚の理由として次のようなことを挙げる。すなわち, (1)夫妻の性格の違い, (2)夫または妻の素行の問題, (3)居住地あるいは同居者をめぐる夫妻の意見の不一致, (4)義理の父母, あるいは義理の子との折り合い, などである。しかし, このいずれの場合においても夫婦が耐えられるだけ耐えた結果, ついに離婚に達したというよりも, 比較的単純な対立が, そのまま婚姻の解消に結びついたという例が多いようである。このような離婚を容易ならしめている背景的な要因としては, 次に述べるようなマレー人社会の構造的な特質が考えられる。

第1はマレー人の「いえ」や家族に関する考え方である。マレー人においては単系的系譜関係が脆弱であり, 系譜関係に基づいた排他性の強い集団が存在しない。先祖代々の墓や家族の名(姓)もなく, 日本のような屋号も存在しない。従って離婚が家の体面を傷つけるという考え方は存在しない。家族の形態も核家族が多く, 拡大家族を形成する場合でも成員の決定に関する単系的なきまりがなく, 家族の枠を強める社会的な要素が少ないので, ささいな緊張からも離婚が容易におこる。

第2に財産の所有状態が考えられる。相続によって得られた財は, 夫妻いずれかに属するものとして, 名義上でも, 意識の上においても峻別されている。結婚後夫妻が共同で得た財産(主に土地)は, 離婚に際して等分される。妻が田植えなどに雇用されて得た収入は金製の首飾りや腕輪などを購入することによって自分でたくわえる。以上のように, 家族単位あるいは夫婦単位による共同性がきわめて稀薄であり, 離婚を阻止する力は弱い。

第3に離婚後の子供の処理の容易さが挙げられる。夫妻の子はいずれかの側にひきとられ,

再婚の場合には連れ子となって親に従うか、または祖父母にひきとられるかする。実子と継子や養子を差別する観念は稀薄である。

第4に再婚が容易なことが挙げられる。再婚においては、配偶者の選択にあたって本人の意志が特に重視され、また婚姻のための費用も安い。<sup>81)</sup>

## 5. その他の報告

マレー人の離婚については、以上に紹介したものの外に若干の断片的な記述を集めることができる。以下、それらのいくつかを示すことにしよう。

マレー人の離婚の多さについては古くから指摘されており、Cameron は1865年に、「夫妻を結びつけている法的な紐帯が弱いために、また夫妻のいずれからも離婚が簡単に得られるために、彼らは愛情の深さに比例して嫉妬深い。」と述べている。<sup>82)</sup>

Ginsburg と Roberts は、中国人、インド人に比較してマレー人だけがかなりの離婚率をもっていると述べている。<sup>83)</sup>

Swift は、マレー人社会においては離婚は結婚と同様に「正常」とであると述べる。また、子供は母親に従い、夫は継子をほとんど実子と同様の愛情をもって受け入れ世話するので、不幸な結果が和らげられているという。彼はさらに、夫妻の関係は、一目みたときよりも、またマレー人自身がいうよりも実際にはずっと平等であることを指摘する。<sup>84)</sup>

同じマレー半島のマレー人ではあるが、東海岸のタイ領に居住し、主として漁業に従事するイスラム教徒について、Fraser は、古老の言に従って、現在では離婚が非常に多いが昔は少なかったと述べている。Fraser はまた離婚取消し、および1年未満で離婚したものを数えなければ、Rusembilan (彼の調査地)における婚姻はきわめて安定しているように見えると述べている。<sup>85)</sup>

## 6. マラヤおよびシンガポールにおける離婚統計

マレーシアにおいては今までのところ政府機関によって公表された婚姻・離婚統計は存在しない。比較的まとまった統計資料としては、Djamour が Kedah, Malacca, Negri Sembilan, Penang, Perak, Perlis, Selangor の7州について集めたもの<sup>86)</sup>と、Gordon がマラヤ11州すべてにわたって集めたものがある。<sup>87)</sup> これらはイスラム教徒に関する数値であるが、事実上大

81) 口羽・坪内 (1966), pp. 27 f.

82) Cameron (1865), p. 130.

83) Ginsburg & Roberts (1958), p. 75.

84) Swift (1963), pp. 274~279.

85) Fraser (1960), pp. 209 f.

86) Djamour (1959), p. 136.

87) Gordon (N.D.) pp. 27~32.

表 4 マラヤ各州における婚姻100に対する離婚

	Johore		Malacca		Selangor		Perak		Penang		Negri Sembilan	
	G.	Dj.	G.	Dj.	G.	Dj.	G.	Dj.	G.	Dj.	G.	
1945			61				63		71	71		84
46			51				70		63	63		82
47			41	41			62		57	57		68
48	35		40	40		41	44	43	49	49		40
49	32		35	35	34	35	52	49	48	48		58
50	30		34	34	35	38	44	42	41	41	53	66
51	27		30	30	32	32	44	43	36	36	52	41
52	30		28	28	38	38	49	54	45	45	52	45
53	33		33	33	35	35	48	52	48	48	49	49
54	32			32		41		49		42		44
55	27			32		36		45		40		46
56	28			30		34		42		36		47
57	29			28		34		40		32		47

	Pahang		Kedah		Perlis		Trengganu	Kelantan
	G.	Dj.	G.	Dj.	G.	G.	G.	
1948			65	65	64		77	93
49			64	64	67	67	63	86
50			58	58	59	63	71	91
51			52	52	79	80	53	78
52	68		66	66	93	93	74	82
53	65		63		76	76	85	79
54	62			69		74	78	75
55	52			63		78	75	66
56	41			66		81	73	57
57	58			57		51	68	62
58						43		

Dj. : Djamour (1959), p. 136 より算出  
 G. : Gordon (N.D.), pp. 27~32 より算出

部分がマレー人によるものとみなすことができる。<sup>88)</sup> 彼らの資料に従って各州における各年の婚姻100に対する離婚比を算出すると、表4のようになる。Johore における1951年および55年の27から、Perlis 1952年および Kelantan 1948年における93に至るまでかなりの差はあるが<sup>89)</sup>、一般にマラヤのイスラム教徒の離婚傾向が非常に高いことが分かる。

88) 多民族国家であるマレーシアにおいては、マレー人のほとんどすべてがイスラム教を、中国人が仏教、儒教、道教などを、インド人が主としてヒンズー教を信じている。

89) 離婚率の地域的な差異については、一般的に伝統的なマレー人地域において高率が認められる。マラヤのイスラム教徒の離婚率の地域的な差の分析に関しては、坪内(1966)において詳しく論じられている。



シンガポールのイスラム教徒の婚姻と離婚の統計は, Djamour (1959, 1966), Gordon (N. D.), *Singapore Year Book* (1963年以前は *Singapore Annual Report*) などに示されている。これらの間にはわずかなくい違いがあるが, ここでは1965年以降を *Singapore Year Book* でおぎないつつ, 最も長期間にわたる数値を示している Djamour に従って婚姻数, 離婚数および婚姻・離婚比を示すと表5のごとくなる。少なくとも1958年まではきわめて高い離婚傾向が存していたことが分かる。

以上に示してきたようにマレー人の双系的な親族構造はジャワ人のそれとかなり類似している。初婚年齢は一般に低い。家族は核家族を主体としている。親族間においては, 必要なときには血縁関係を頼って相互依存の関係が容易に形成されるが, 親族集団としての結集性は弱い。またコミュニティは集団としてのまとまりをもつことが弱く, コミュニティ内婚は比較的少ない。このような状況を背景として離婚は一般にきわめて多い。

#### IV Sea Dayak (Iban) の離婚

Sea Dayak は主として Sarawak に居住するが, Sarawak におけるその人口は1960年センサスによると, 237,741人で, 全人口の約3分の1を占めている。以下, Freeman (1960)の記述に従って Sea Dayak の社会構造と婚姻・離婚の概要を示し, さらにその他の資料による補足を加えることにしよう。

表 5 シンガポールにおけるイスラム教徒の婚姻と離婚

年次	婚姻	離婚	婚姻100に 対する離婚
1921	2,055	1,133	55.1
1922	2,073	1,239	59.8
1923	2,113	1,205	57.0
1924	3,089	1,285	41.6
1925	2,616	1,311	50.1
1926	2,633	1,335	50.7
1927	2,554	1,466	57.4
1928	2,556	1,421	55.6
1929	2,469	1,428	57.8
1930	2,307	1,366	52.9
1931	2,177	1,264	58.1
1932	2,084	1,277	61.3
1933	2,006	1,260	62.8
1934	2,163	1,132	52.3
1935	2,070	1,159	56.0
1936	2,039	1,182	58.0
1937	2,320	1,208	52.1
1938	2,065	1,241	60.1
1939	2,014	1,145	56.9
1940	2,213	1,249	56.4
1941	2,440	1,267	51.9
1942	2,949	1,139	38.6
1943	3,582	1,705	47.6
1944	2,907	2,165	74.5
1945	2,982	2,046	68.6
1946	3,095	1,734	56.0
1947	2,784	1,588	57.0
1948	2,605	1,545	59.3
1949	2,516	1,401	55.7
1950	2,506	1,501	59.9
1951	2,699	1,526	56.6
1952	2,658	1,474	55.5
1953	2,445	1,417	58.0
1954	2,457	1,357	55.2
1955	2,472	1,247	50.4
1956	2,414	1,074	44.5
1957	2,303	1,201	52.1
1958	2,332	1,149	49.3
1959	2,116	577	27.3
1960	1,814	574	31.6
1961	1,560	401	25.7
1962	1,483	449	30.3
1963	1,690	430	25.4
1964	1,698	324	19.1
1965	1,928	366	19.0
1966	1,911	301	15.8

Djamour (1959), p. 117, Djamour (1966), p. 129, p. 183 による。ただし1965および1966は *Singapore Year Book 1966*, p. 82 による。

## 1. Third Division の Iban

Sea Dayak は Iban とよばれる原マレー人 (Proto Malay) で、焼畑による陸稲栽培に従事している。<sup>90)</sup> Freeman の調査対象は Third Division の Baleh 川流域に住む Ulu Ai Iban で、調査時期は1949年2月～1951年1月、および1957年2月～1959年3月の2回であった。<sup>91)</sup>

Baleh 川の Iban は、ロングハウスに居住し、それぞれのロングハウスは小さい家族集団 (*bilek* family) が住む独立した部屋から成り立っている。<sup>92)</sup> コミュニティの大きさは4から50家族に至るまでかなりの幅があり、平均14家族から成っている。ロングハウス・コミュニティは集団として経済活動を行なうことはない。しかし、ロングハウスの成員であることによって、*bilek* 家族は多くの義務を課せられている。コミュニティの幸福は宗教儀礼にかかっていると一般に考えられており、この儀礼を維持するためにすべての成員が責任をもつ。かくして、ロングハウスに加入する場合は必ず入団式が行なわれる。<sup>93)</sup>

典型的な *bilek* 家族は、祖父母、息子とその配偶者または娘とその配偶者、および孫の3世代から構成され、6, 7人のメンバーをもつ。このような家族は、子供の1人が結婚して祖先からの部屋 (*bilek*) にとどまることによって、団体としての存在を続ける。他の子供達は婚出して他の家族の成員になることができる。<sup>94)</sup>

Iban の社会における婚姻の重要性は、婚入してきた者がその家族の完全な成員資格を獲得し、自分の生まれた家族におけるすべての共同財産相続権を失うという事実によって示される。婚入してきた者はしばしば *bilek* 家族の経営に重要な役割を果たすようになる。このように Iban の社会では夫婦のむすびつきが重要であり、若干の側面においてはきょうだい関係よりも重要とされる。<sup>95)</sup>

*bilek* 家族においては、きょうだいは相続財産共有者であり、年長年下、男女、実子養子の別による権利の差はない。<sup>96)</sup>

Iban は単婚的である。<sup>97)</sup> 婚姻には、いかなる種類の実質的な花嫁代償や持参金をもとめない。<sup>98)</sup>

両親の主な関心は、新夫婦がどこに住むかということにある。双方の親は婚出によって子供を失うことに強く反対するので、夫方か妻方かという決定がなされるまでに、双方の *bilek* 家

90) Freeman (1960), p. 65.

91) Freeman (1960), pp. 65 f.

92) Freeman (1960), p. 66.

93) Freeman (1960), pp. 69 f.

94) Freeman (1960), p. 66.

95) Freeman (1960), p. 67.

96) Freeman (1960), p. 68.

97) Freeman (1960), p. 75.

98) Freeman (1960), p. 75.

族間でしばしば重大な意見の不一致がみられたり、けんかが行なわれたりする。neo-local な居住は行なわれない。<sup>99)</sup>

Third Division の Iban の慣習によると、夫妻はいつでも協議によって離婚することができる。配偶者を捨てた者は名目にすぎないような罰金を課せられるだけである。このような条件の下では、夫妻は、望むならば簡単に結婚に終止符を打つことができ、離婚がひんぱんに発生する。しかしながら、離婚するのは35才以下の若い男女に限られている。35才に達する頃には、大部分の者は安定した永続的な結婚生活ができるようになってきている。35才頃というのは、*bilek* 家族の財産をやりくりするようになる年齢で、*bilek* 家族を順調に維持発展させ、富、威信、その他 Iban において認められている目標への到達は、婚姻生活をうまく継続させるかどうかにかかっていると一般に考えられている。<sup>100)</sup>

Freeman の他の論文、すなわち、Freeman (1955a) および (1955b) においても以上とほぼ同じ内容が述べられている。

## 2. その他の資料

Howell によれば、不貞、不吉な夢や前兆、他人への歓待をおこたること、性質が悪いこと以外の理由で夫が妻を捨てた場合には、慣習法によって罰金を課せられるという。妻の場合も同様である。Howell はまた、Dayak の夫妻の結合は、うまくさえいけば良好であると述べている。<sup>101)</sup>

Sea Dayak の結婚の性質に関して、Ling Roth による次のような内容の記述はきわめて示唆的である。夫が死亡した場合、妻は *gawai antu* (spirit feast) をひらいて、慣習によって課せられた最後の儀礼を行なうまで再婚することができない。この儀礼を行わずに再婚した場合には、彼女は死者の親族によって罰金を課せられる。このことは亡夫に対する侮辱だからである。罰金の額は夫の生存中に妻が夫を見捨てた場合と同じである。彼女の新しい夫も誘拐の罪で罰金を課せられる。<sup>102)</sup>

Ling Roth はさらに、子供が生まれるまでは離婚が非常に多いが、生まれてからは少ないと述べている。<sup>103)</sup> 夫が妻の家族と一緒に住むことを拒絶した場合、妻は夫のもとを去って自分の親族のところへ帰ることが多いことも指摘されている。<sup>104)</sup>

Gomes は Sea Dayak の結婚について次のような指摘をしている。結婚年齢は非常に若く、少年は18～20才、少女は16～17才で結婚する。夫は2人以上の妻を持たない。複婚は神々の不

99) Freeman (1960), p. 75.

100) Freeman (1960), p. 75.

101) Howell (1908～10), HRAF のファイルによる。

102) Ling Roth (1892), p. 132.

103) Ling Roth (1892), p. 132.

104) Ling Roth (1892), p. 134.

興をかうと考えられている。彼らはしばしば協議によって離婚するが、子供がない限り離婚は重大とは考えられていない。子供がある場合には離婚は非常に少ない。<sup>105)</sup>

Jones は1947年と1960年における Sarawak のマレー人, Sea Dayak, 中国人の婚姻状態について表6のような比較を行なっている。これによると、独身者の割合が、Sea Dayak, マレー人, 中国人の順に少なく、この順で早婚であることが推定される。離別者の割合についても、Sea Dayak が最も多く、次いでマレー人, 中国人となっている。

表6でみる限り、Sea Dayak における離別者の割合はマレー人の場合よりも高いのであるが、マレー半島のマレー人と比較すると必ずしもそうではない。半島で最も高い離婚率を示す Kelantan 州および Trengganu 州のマレー人における離別者の占める割合をみると、1947年男子の場合それぞれ7%, 6%, 女子の場合13%, 10%, 1957年男子の場合4%, 3%, 女子の場合9%, 8%となっている。<sup>106)</sup> 特に1947年においては、Kelantan, Trengganu のマレー人は、Sea Dayak よりもはるかに高い離別者の割合を示すのである。離別者の割合の相対的な高さがそのまま離婚率の相対的な高さに結びつくかどうかなお若干の疑問が残るが、その可能性はきわめて高いといえよう。

以上のように、Sea Dayak では、夫妻の所属する親族集団に関して、少なくとも結婚当初においては確固とした枠がない。離婚に対しては、程度の弱い集団的統制が罰金の形をとって加えられるが、概して離婚傾向はかなり高い。婚姻年齢はかなり低いと考えられる。そして子供のない若い夫婦における離婚傾向が特に高いのである。

### V Jakun の離婚

Jakun はマレー半島に居住する Proto Malay である。1965年原住民局センサスによると、その人口は16,542で、大部分は Pahang 州に居住するが、Johore, Malacca, Negri Sembilan,

表6 サラワクにおける若干の民族の婚姻状態, 10才以上の者について (1947, 1960年)

		单身 有配偶 列別 離別			
		男	子		
Malay	1947	42%	51%	5%	2%
	1960	40	55	4	1
Sea Dayak	1947	35	58	4	3
	1960	31	63	3	3
Chinese	1947	46	49	4	1
	1960	49	47	3	1
		女		子	
Malay	1947	34	51	12	3
	1960	35	54	9	2
Sea Dayak	1947	24	57	13	6
	1960	20	63	12	5
Chinese	1947	36	55	9	0
	1960	42	51	7	0

Jones (1966), p. 115, Table 48 による。

105) Gomes (1911), p. 127. 子供が生まれてからは離婚が少ないという記述は、Gomes の記録中この外の箇所においてもみられる。例えば, p. 69, p. 131 など。

106) *Malaya, a Report on the 1947 Census of Population* および, *1957 Population Census for the Federation of Malaya*, Report no. 10, no. 11 より算出。いずれも10才以上の者に関する数値である。

Selangor などにも分布している。本論では、まず前田成文の最近の調査結果に従って、Endau 川上流の Jakun の結婚と離婚について述べ、ついでその他の文献によって補足的なデータを示すことにしよう。

## 1. Endau 川上流の Jakun

前田成文の現地調査は1965年8月～1966年4月にかけて Johore 州の Endau 川上流において行なわれた。<sup>107)</sup> 調査の中間報告として、前田(1965, 1966, 1967 a, 1967 b, 1967 c) などがある。婚姻・離婚に関しては未だ詳細な報告がなされておらず、本稿と時を同じくして発表される予定である。ここでは幸いにも離婚に関する若干のデータを未発表の資料から借用することができた。<sup>108)</sup>

Jakun の社会の特色は、イスラム教を受容せず、比較的奥地に居住して、主として焼畑耕作に従事していることである。<sup>109)</sup>

生まれた家族にせよ、結婚して作った家族にせよ、常に個人の第一の壁を形成するのは核家族である。1組の夫婦からなる家族を *se-kelamin* と称する。これは独立の生計を営んで一つの世帯をなしている。この世帯の中に核家族以外の親族がくりこまれているのは、全体の14%強を示すが、これらの親族の多くは、永久的世帯共同者ではない。<sup>110)</sup>

結婚適齢と考えられているのは、女は16～20才、男は10代の終りから20代のはじめである。<sup>111)</sup>

配偶者の決定は、親が子供にこの者はどうかと問う場合と、子供のほうで両親にこの者と結婚したいという場合ともにあるが、親の一方的な押しつけはまれで、必ず子供の意志が尊重される。婚姻のイニシアティブは男側からとられる。男は自分のおじにあたるものに交渉を依頼し、この男側の代表者 (*wali*) が娘のところに行き、娘側の *wali* に話をつけて、娘の親、娘自身の意向を問うわけである。<sup>112)</sup>

部落内婚制も外婚制もなく、配偶者の選択が慣習法に強制されることもなく、きわめて自由な結婚が行なわれる。<sup>113)</sup> 通婚の範囲は Endau 川流域にとどまらず、Kahang, Selai, Bekok などの西南地方、Anak Endau, Nenasi, Rompin など北部のオラン・フルとの通婚も行なわれる。<sup>114)</sup> 男の側から言えば、部落内に適当な相手がいればそれを選びたがる。結婚後の生活

107) この調査は京都大学東南アジア研究センターのマレーシア地域調査計画の一環として行なわれたものである。

108) 貴重なデータを提供して下さった前田氏に対して心から謝意を表すると同時に、この資料に対し今後の訂正が加えられる可能性が少ないとはいえ、これが必ずしも同氏による最終的なものではないことを明記しておきたい。

109) 前田(1967 b), p. 33.

110) 前田(1967 b), p. 50.

111) 前田成文未発表資料による。

112) 前田(1966), p. 157.

113) 前田(1966), p. 157.

114) 前田(1967 c), p. 46.

が一時的にせよ妻方の家で送られ、各部落は若干にせよ生活事情が異なっているからである。しかし、部落の構成が8家族から30家族という小規模さなので、実際には部落内婚は難しいと言える。たいがいの婚姻は親類筋にあたる者の場合が多い。ここでは第一いとこ同志でも結婚し得る。<sup>115)</sup>

結納物、結納金は慣習によって、各部落ごとにきまっている。結納金は M\$2.5ないし M\$2.30 で、男側から女側に渡される。<sup>116)</sup>

結婚式は、男側の準備が整うと娘の家で行なわれる。祝宴の費用は普通 M\$100~200 で男側が出す。式の翌朝、両者の親族および部落の長 (*batin*) が集まって、金の支払い、分配がなされる。上述の結納金もあらためて勘定され、これに加えて、“*hadat*”の金、“*timbang*”の金が男側から女側に支払われる。前者は M\$20 で娘側の *wali* の間で分配され、後者は M\$40 で、娘の属する部落の *batin* に属し、その分配は彼の一存による。<sup>117)</sup>

相思相愛の場合は、いろいろ抜け道があって、男に十分な金がなくとも結婚はできるが、結婚の慣習法を破るわけであるから、罰金を課せられたり、婚後の生活において種々の規制を男が娘側の *wali* からうける。<sup>118)</sup> 離婚または死別の経験がある女 (*janda*) の場合には、社会的な規制をうけることが少なく、多くは格別の手続きを経ずに一緒になる。<sup>119)</sup>

婚後の居住については、1時的に妻の家で過ごすのが慣習であるが、遅かれ早かれ、独立の家をもつことになる。新居は必ずしも妻の部落とは限らず、自由に選択し得る。<sup>120)</sup>

夫婦の間はきわめて平等であって、ことに家に関する事柄については、妻の意見が第一に問われねばならない。財産の分配も男女の区別なしに均等分割が行なわれる。<sup>121)</sup>

離婚は、一方が嫌になれば、それ相当の罰金 (*batin* の場合 M\$25) を支払えば事が済み、両者とも嫌になると、あっさり別ればよいわけである。離婚したものに対する社会的な冷たい眼も存在せず、人々は離婚をごく軽く受けとる。<sup>122)</sup>

Endau 川上流の Jakun における離婚経験者は42名であって、結婚経験者141名の29.8%にあたる。これを性別にみると、男子については、結婚経験者70名中18名 (25.7%)、女子については71名中24名 (33.8%) が離婚経験者である。<sup>123)</sup> これらのうち初婚に破れた者は39名(男

115) 前田 (1966), p. 157.

116) 前田 (1966), p. 157. 前田のいう「結納金」は、前述の「婚資金」と同義である。

117) 前田 (1966), p. 157.

118) 前田 (1966), p. 158.

119) 前田 (1966), p. 156, p. 158.

120) 前田 (1966), p. 158.

121) 前田 (1966), p. 158.

122) 前田 (1966), p. 158.

123) 前田成文未発表資料による。これらの中には、後に同一夫妻で再婚したもの1組、および Jakun の部落で生活している中国人1名(男)を含むので、厳密な意味での Jakun の離婚経験者の割合は、上記よりもやや低くなる。

子18名、女子21名)であるが、この39名について、最初の離婚時において子供が生まれていなかったものは、23名(59.0%)を占めている。<sup>124)</sup> このことはかなり多くの離婚が、婚姻後まもなく生ずることを示唆している。

離婚して長くそのままになっているというのは少なく、すぐに再婚していく。<sup>125)</sup> このようにして、離婚のひんぱんさは再婚の多さと結びつく。Jakun においてどれくらいの再婚経験者があるかを調べると、男子24名(34.3%)、女子29名(40.8%)、男女計53名(37.6%)である。<sup>126)</sup> 最も多い離婚経験をもつものは、現在26才の女子で、8回の経験をもっている。<sup>127)</sup>

再婚において、実子と継子とが葛藤する場合には、子供のほうが他出していく。物心がつき幼少労働力として認められる8才くらいになると、他出も自由になるので、深刻な問題とはならないわけである。そのような他出のケースは、しかしながら、母親が中国人と結婚して子供をもうけた場合に多い。Jakun の間での、とくに幼少の継子は、実子とかわりなくそのまま核家族のなかに包含されているようである。<sup>128)</sup>

## 2. その他の資料

Logan は Johore 州の Orang Binua の婚姻について次のように述べている。Binua 族によると、婚姻は両親によってとりきめられ、婚姻儀礼は、両者が同じ皿で食事をすることだけである。<sup>129)</sup>

Bermun の諸族の間では、夫は妻の両親の家に住みつくか、後者の焼畑に家を建てる。大部分の Binua 族は単婚であるが、2人の妻をもつものもある。この件に関しては定まった規則がないように見える。Mintirá 族は1人しか妻をもたない。<sup>130)</sup>

離婚に際しては、子供は妻に従う。妻は前夫が他の妻をめとるまで結婚することができない。<sup>131)</sup>

Favre は次のように述べている。

父親の同意のない婚姻は認められない。Jakun においては貞節が非常に重視され、不貞は死をもって罰しうる。<sup>132)</sup>

離婚の形態は以下のごとくである。離婚が夫によって申し出られたときは、夫は妻に与えた

124) 前田成文未発表の資料による。

125) 前田(1967c), p. 46.

126) 再婚者数は、前田(1967a), 結婚経験者数は前田の未発表資料による。

127) 前田成文未発表の資料による。

128) 前田(1967c), p. 46.

129) Logan(1847), p. 270.

130) Logan(1847), p. 270.

131) Logan(1847), p. 268.

132) Favre(1848), p. 264.

婚資金を失い、妻のほうから離婚を求めれば、受け取った婚資金を返さねばならない。子供は自分の希望に従って、父または母に従うが、まだ幼なければ母親に従う。<sup>133)</sup>

以上から明らかなように、Jakun の親族構造は、マレー人、ジャワ人のそれに似た双系的なものである。一般に婚姻年齢は低く、離婚・再婚が容易である。

## VI 比較と結論

既に述べた四つの民族の婚姻と離婚のありかたを比較し、共通点と相違点を見出すことを試みよう。

Gluckman の基準に従えば、これらの四つの民族は、いずれも双系的であるから、高い離婚傾向を示すのは当然である。また Ackerman の基準に従えば、これらの民族には制度的なコミュニティ内婚制が存在せず、また実際にも他部落との通婚がかなり行なわれているので、高い離婚率が存在する基盤が十分に存在する。事実、これらのすべての民族においてかなり高い離婚率が見出される。

上記の四つの民族の婚姻制度においては、婚姻を不安定にする社会構造上の要因として、次のことが共通に存在している。その1は、夫妻がいずれの側の親族に属すべきかという一定のきまりがなく、いずれの側をも選び得ること。その2は、婚姻に際して双方の親族の間で、高価な花嫁代償の贈与のような重大な経済的行為が行なわれず、両者の間に永続的な権利義務関係が成立しないこと。その3は、コミュニティ外婚がかなり多く、この場合上述の親族構造を反映して、夫妻がそれぞれ自分の親族の居住するコミュニティに執着をもつことである。

結婚当初においては、不安定な状況が最大限に存在している。婚姻年齢は共通して低く、夫妻はそれぞれ自分の親族に頼ることができる状態におかれている。<sup>134)</sup> 婚姻年齢が低いことは、また、夫妻が未成熟であることを示唆する。夫妻は自制力の十分な発達をみない状態にあり、自分本位の行動を行ない易い。さらに、離婚者はその若さゆえに、再婚が容易である。かくして、新婚夫妻においては、居住地、同居者、その他をめぐって、一定の状況を継続しようとする努力が十分に行なわれず、ささいな緊張も分離をもたらしやすいのである。四つの民族を通して、婚姻後しばらくの間の離婚傾向が特に高いことが確認される。

子供を有する状態においては離婚がなくなるかということも必ずしもそうではない。親族の結合に関するルールのなさが、子供の処置を比較的簡単なものにしてしているからである。また、この状態では、夫妻の共同財産がある程度形成されている可能性もあるが、離婚に際するその処理に

133) Favre (1848), p. 264.

134) 現実に「頼っている」のではなく、いつでも「頼ることができる」ということが重要であると思われる。



関しても、比較的平等な規定が存している。Sea Dayak の場合には、財産ができる時期以後の離婚が激減するとされており、他に比して若干の相違があるかもしれない。

イスラム教を奉ずるジャワ人、マレー人と、土着の宗教を信ずる Sea Dayak, Jakun との比較は、離婚傾向を示す指標の形式が、各資料によって異なっているので、かなりの困難をとまなう。各民族に関する記述を注意深く検討すると、少なくとも特定の地域、時期においては、イスラム教徒の離婚傾向のほうが高かったように思われる。コミュニティ内婚の多さ、いとこ婚の頻度など、夫妻の共同性を高くする要素は、Proto Malays において若干強いかもしれない。しかし、離婚率の差を説明するために十分な差が存するとは考えられない。ここで、イスラム教の影響を考慮する必要がある。

Ter Haar は、キリスト教とイスラム教の共通点として、(1)離婚をきびしく非難すること、(2)婚姻を集团的なことがらとして扱わず、婚姻解消の個人的な側面を扱っていること、を挙げている。<sup>135)</sup> また、van der Kroef は、イスラム教が、離婚手続きにおける共同体的関心および慣習的な首長の権威を攻撃することによって、婚姻それ自体、および村落におけるその呪術的・宗教的な分脈をおびやかすそうであると述べている。<sup>136)</sup>

すでに述べたように、少なくとも最近の解釈によると、イスラム教は離婚に対して好感を示さない。しかし、それにもかかわらず、イスラム法は、特に男子に対してきわめて容易な単意離婚の手続きを提供している。イスラム教が、内面的というよりは、形式的・儀礼的な側面において強く影響している場合には、かかる法手続きだけを利用する傾向がとくに強く現われるであろう。また、離婚を多く発生させるような親族構造をもつ社会は、イスラム教受入れ後に、その離婚法を安易に利用する傾向が強いと思われる。Sea Dayak や Jakun の世界において単意的な離婚が罰金をともなうということは、コミュニティないしその首長が、婚姻・離婚に関与し、この意味で集团的な統制が行なわれていることを示唆する。これに対して、イスラム教を受け入れているところでは、個人の意志による離婚の宣言は、イスラム法の権威にもとづいて、そのまま社会的に認められるのである。またイスラム法における離婚とり消しの制度の存在は、夫の離婚宣言をより安易なものにするであろう。以上のような意味で、イスラム法は個人の意志による離婚行為をより容易にしていると言えよう。

マレー人の男子においては、離婚常習者とでも言うべき人物が存在する。最も極端な例としては、既に紹介したように、Kelantan 州の農村における29回の結婚経験をもつ男の例がある。このような人物の存在もまた、個人主義的な離婚をより無干渉に許容するイスラム社会において、より容易なのであろう。

本論でとりあげた四つの民族において、イスラム民族と非イスラム民族との婚姻制度上の相

135) Ter Haar (1948), p. 182.

136) van der Kroef (1954), p. 193.

違は、前者が複婚を容認するのに対し、後者においてはそれが認められないかあるいは事実上ほとんど存在しないことである。しかし、マレー人あるいはジャワ人の社会においても、複婚の占める割合は比較的少ないから、複婚自体が、非イスラムと比較した場合の離婚率の差に影響するとはほとんど考えられない。<sup>137)</sup>

高い離婚傾向に対するイスラム教の寄与は、必ずしも常に存在するとは限らない。繰り返して述べたように、イスラム教それ自体は、離婚に好感を示さないのであって、状況によってはこの考え方が強調されるからである。とくに、近代化につれて欧米のキリスト教的な離婚忌避の考えをもつ文化などとの接触が行なわれた場合、イスラム教における離婚忌避の考え方がとくに強調される傾向がある。

Kathleen Jones は、マラヤにおけるイスラムの指導者達が、離婚の多さとその重大な社会的影響によく気がついており、近年、イスラム教徒に対し、くりかえし、軽率な結婚契約と、十分な理由をとまなわない離婚が望ましくないと警告してきたと述べている。<sup>138)</sup>

インドネシアでも宗教関係者による離婚抑制への動きが存在する。Clifford Geertz は、宗教官吏 Hadji Arifin が中部ジャワの村で民衆に対して行なった話を紹介している。Arifin は、KUA (Kantor Urusan Agama, 宗教行政局) が、永続的な「真実の結婚」をもたらすため努力しているが、事態はまだ悪いと語った。しかし、KUA の宣伝活動が始められる前の年においては、結婚1,000に対して800の離婚があったが、現在では500にまで下がってきたという。<sup>139)</sup>

S. Takdir Alisjahbana も、インドネシアにおける離婚統制への方向を指摘している。すなわち、イスラム教徒は宗教省を統制してきたが、彼らは、時代精神にのっとり、何らかの改変をはじめたほうがよいと考えるようになって、若干の建設的な方法がとられてきたという。<sup>140)</sup>

インドネシアの婦人運動も、男子専権的な傾向をもつイスラム法による離婚に対して反対の動きを示してきているといわれる。<sup>141)</sup>

シンガポールでは、1880年の Muslims Ordinance に代わって、1957年に新しい Muslims Ordinance を制定し、1958年12月25日からこれを施行した。この法律は、従来の比較的自由的な離婚への接近をかなりきびしく制限するものであったが、1960年にはさらに改正を加えて、制限をいっそう厳重にした。

上述のような動きを背景として、ジャワ人、およびマレー人の離婚傾向は、次第に低下の気配を示している。とくに、既に表5で示したように、シンガポールのマレー人の離婚率の減少

137) 複婚者の離婚傾向がどのようなものであるかは、別の興味深い問題である。

138) Jones (1958), p. 36.

139) Geertz, C. (1960), pp. 250 f.

140) Alisjahbana (1966), p. 115.

141) van der Kroef (1965), pp. 214 f., Grant (1964), pp. 129~131.

はめざましい。<sup>142)</sup>

以上のようにみえてくると、イスラム教は、親族構造の作用とは別の局面から、離婚傾向に関与しているといえるであろう。このような価値観の影響は、単系的な親族構造を共通の要素としてもつ場合のイスラムと非イスラムとの比較においても現われるであろう。また、イスラムを受け入れた単系的な社会と双系的な社会との比較からも興味のある結果が得られよう。筆者はこれらについても若干のデータを準備しているが、いずれ稿を改めて詳述したい。総合的な見通しとしては、親族構造と宗教的価値観という二つの要因に着目し、これらの影響を近代化という変容の過程の中で捉えながら、さまざまな社会の異なった離婚傾向をかなりの程度まで説明することができそうに思われる。

本論において述べてきたことを要約すると次のようになる。マレー系の双系的親族構造をもつ諸民族においては、その親族構造を反映して、とくに婚姻の初期を中心として高い離婚傾向がみとめられる。そして、イスラム法は、少なくとも過去の特定時においては、このような基本的に存在する高い離婚傾向に加速的な効果を及ぼしていたと考えられるのである。

#### 引 用 文 献

- Ackerman, Charles (1963) "Affiliations: Structural Determinants of Differential Divorce Rates," *American Journal of Sociology*, Vol. LXIX, no. 1.
- Alisjahbana, S. Takdir (1966) *Indonesia: Social and Cultural Revolution*. London: Oxford University Press.
- Beliefonds, Y. Linant de (1965) *Traité de Droit Musulman Comparé*. 2 vols. Paris: Mouton & Co.
- Cameron, John (1865) *Our Tropical Possessions in Malayan India*. London: Smith, Elder & Co. (Reprinted in 1965. Kuala Lumpur: Oxford University Press)
- Del Tufo, M. V. (1949) *Malaya, A Report on the 1947 Census of Population*. London: The Crown Agent for the Colonies.
- Department of Statistics, Federation of Malaya (1959) *1957 Population Census of the Federation of Malaya*, Report No.3~No.14. Kuala Lumpur.
- Djamour, Judith (1959) *Malay Kinship and Marriage in Singapore*. London: The Athlone Press, University of London.
- (1966) *The Muslim Matrimonial Court in Singapore*. London: The Athlone Press, University of London.
- Downs, Richard (1967) "A Kelantanese Village in Malaya," *Contemporary Change in Traditional Societies*, ed. Julian H. Steward, Vol. II, Asian Rural Societies.

142) イスラム教国における離婚率の変化は、それ自体として興味深いテーマであるが、本稿の目的からはややはずれるので、これ以上言及しない。

- Urbana : University of Illinois Press.
- Fallers, Lloyed (1957) "Some Determinants of Marriage Stability in Busoga : A Reformulation of Gluckman's Hypothesis," *Africa*, Vol. XXVII, no. 2.
- Favre, Revd. P. (1848) "An Account of the Wild Tribes Inhabiting the Malayan Peninsula, Sumatra and a Few Neighbouring Islands," *Journal of the Indian Archipelago and Eastern Asia*, Vol. II.
- Firth, Raymond (1966) *Malay Fishermen*, 2nd ed. London : Routledge & Kegan Paul.
- Firth, Rosemary (1966) *Housekeeping among Malay Peasants*, 2nd ed. London : London School of Economics.
- Fortes, Meyer (1959) "Descent, Filiation and Affinity : A Rejoinder to Dr. Leach," *Man*, Vol. LIX.
- Fraser, Jr., Thomas M. (1960) *Rusembilan : A Malay Fishing Village in Southern Thailand*. Ithaca : Cornell University Press.
- Freeman, J. D. (1955a) *Iban Agriculture*. London : Her Majesty's Stationary Office.
- (1955b) *Report on the Iban of Sarawak*, Vol. I, Iban Social Organization. Kuching : Government Printing Office.
- (1960) "The Iban of Western Borneo," *Social Structure in Southeast Asia*. ed. G. P. Murdok. Chicago : Quarangle Books.
- Geertz, Clifford (1960) *The Religion of Java*. Illinois : The Free Press of Glencoe.
- Geertz, Hildred (1961) *The Javanese Family*. New York : The Free Press of Glencoe.
- Ginsburg, Norton & Chester F. Robert, Jr. (1958) *Malaya*. Singapore : Donald Moore.
- Gluckman, Max (1950) "Kinship and Marriage among the Lozi of Northern Rhodesia and the Zulu of Natal," *African Systems of Kinship and Marriage*. eds. Radcliff-Brown & D. Forde. London : Oxford University Press.
- Gomes, Edwin H. (1911) *Seventeen Years among the Sea Dyaks of Borneo*. London : Seeley & Co.
- Gordon, Shirle (N. D.) "Marriage/Divorce in the Eleven States of Malaya and Singapore," *INTISARI*, Vol. II, no. 2.
- Government Printing Office, Singapore (1967) *Singapore Year Book 1966*.
- Grant, Bruce (1964) *Indonesia*. Melbourne : Melbourne University Press.
- Howell, Wm. (1908-10) "The Sea Dyak," *Sarawak Gazette*, Vol. XXXIIX, no. 504. (Human Relations Area Files)
- Jones, Kathleen (1958) *Social Welfare in Malaya*. Singapore : Donald Moore.
- Koentjaraningrat, R. M. (1960) "The Javanese of South Central Java," *Social Structure in Southeast Asia*. ed. George P. Murdock. Chicago : Quadrangle Books.
- (1967) "Tjelapar : A Village in South Central Java," *Villages in Indonesia*. ed. Koentjaraningrat. Ithaca : Cornell University Press.
- Kroef, Justus M. van der (1954) *Indonesia in the Modern World*. Bandung : Masa Baru.
- (1965) *The Communist Party of Indonesia*. Vancouver : University of British Columbia.
- 口羽益生・坪内良博 (1966) 「マラヤ北西部の稲作農村—婚姻・離婚・家族の特質について—」『東南アジア研究』第4巻第1号。

- Leach, E. R. (1957) "Aspects of Bridewealth and Marriage among the Kachin and Lakher," *Man*, Vol. LVII, no. 59.
- Ling Roth, H. (1892) "Low's Natives of Borneo," *The Journal of the Anthropological Institute of Great Britain and Ireland*, Vol. XXI. London.
- Logan (1847) "The Orang Binua of Johore," *Journal of the Indian Archipelago and Eastern Asia*, Vol. I.
- 前田成文 (1965) 「マラヤの Aborigines」『東南アジア研究』第3巻第2号。  
(1966) 「エンダウ川流域の Orang Hulu (Jakun) の家族覚え書」『東南アジア研究』第3巻第5号。  
(1967a) "A Structural Analysis of Cognatic Society : An Orang Hulu Case" (京都大学大学院文学研究科修士論文)  
(1967 b) 「マレー半島におけるジャクンの親族名称」『東南アジア研究』第4巻第5号。  
(1967 c) 「マラヤにおけるジャクンの家族構成の特質」『東南アジア研究』第5巻第3号。
- Mitchell, J. C. (1961) "Social Change and the Stability of African Marriage in Northern Rhodesia," *Social Change in Modern Africa*. ed. A. Southall. London: Oxford University Press.
- Raffles, Thomas Stanford (1817) *The History of Java*. 2 vols. London: Oxford University Press. (Reprinted in 1965.)
- Swift, Michael (1963) "Men and Women in Malay Society," *Women in the New Asia*. ed. Barbara E. Ward. UNESCO.
- 高橋統一 (1964) 「結婚の安定性と社会変化」『石田英一郎教授還暦記念論文集』角川書店。  
棚瀬襄爾 (1944) 『東亜の民族と宗教』河出書房。
- Ter Haar, B. (1948) *Adat Law in Indonesia*. Institute of Pacific Relations. (Translated from the Dutch, Human Relations Area Files)
- 坪内良博 (1966) 「マレー人の離婚」『東南アジア研究』第4巻第3号。  
宇野圓空 (1944) 『マライシアにおける稲米儀礼』日光書院。